

(4) 高齢者・障害者対応建築物に係る税制上の特例措置の拡充等

デパート、劇場、事務所、工場等の多数の者が利用する建築物（特定建築物）について、高齢者・身体障害者対応を行う建築主の負担を軽減して整備の促進を図るため、ハートビル法に基づく認定建築物（床面積2000㎡以上で誘導的基準に対応）に係る税制上の特例措置の拡充等を行う。

○所得税・法人税：5年間12%割増償却の拡充

- ・割増償却の対象となる用途を追加
- ・認定建築物の新築に加えて、増改築を対象に追加

○固定資産税：認定建築物（現行用途）の特定施設（廊下、階段、昇降機、便所）の部分に係る課税標準1/3とする特例措置の創設

○事業所税：新增設分の非課税の拡充及び延長

- ・認定建築物（現行用途）の非課税措置の延長
- ・事業所税の非課税措置の対象となる用途を追加
- ・現行用途：デパート、劇場、ホテル等 ・追加用途：事務所、工場、学校等